

職員の勤務時間、休日、休暇等に関する条例

平成27年 2月20日 条例第20号

最終改正：令和元年 7月23日

(目的)

第1条 この条例は、地方公務員法（昭和25年法律第261号）第24条第5項の規定に基づき、職員の勤務時間、休日、休暇等に関し必要な事項を定めることを目的とする。

(勤務時間)

第2条 職員の勤務時間は、休憩時間を除き、4週間を超えない期間につき1週間当たり38時間45分を超えない範囲内において、任命権者が定める。

2 地方公務員法第28条の5第1項の規定により採用された職員（以下「再任用短時間勤務職員」という。）の勤務時間は、前項の規定にかかわらず、休憩時間を除き、4週間を超えない期間につき1週間当たり15時間30分から31時間までの範囲内で、任命権者が定める。

3 地方公務員の育児休業等に関する法律（平成3年法律第110号）第10条第3項の規定により同条第1項に規定する育児短時間勤務（以下「育児短時間勤務」という。）の承認を受けた職員又は同法第17条の規定による短時間勤務をすることとなった職員（以下これらを「育児短時間勤務職員等」という。）の1週間当たりの勤務時間は、第1項の規定にかかわらず、当該承認を受けた育児短時間勤務又は同条の規定によりすることとなった短時間勤務の内容（以下「育児短時間勤務等の内容」という。）に従い、任命権者が定める。

4 地方公務員の育児休業等に関する法律第18条第1項又は一般職の任期付職員の採用及び給与の特例に関する条例（平成27年条例第15号）第4条の規定により採用された職員（以下「任期付短時間勤務職員」という。）の勤務時間は、第1項の規定にかかわらず、休憩時間を除き、4週間を超えない期間につき1週間当たり31時間までの範囲内で、任命権者が定める。

5 前各項の勤務時間の割振りは、任命権者が行う。

(休憩時間)

第3条 任命権者は、1日の勤務時間が6時間を超える場合においては、少なくとも45分、8時間を超える場合においては、少なくとも1時間の休憩時間を、それぞれ所定の勤務時間の途中に置かなければならない。

2 前項の休憩時間は、職務の特殊性又は当該公署の特殊の必要がある場合には、一斉に与えないことができる。

(休日)

第4条 次に掲げる日は、職員の休日とする。ただし、任命権者は、再任用短時間勤務職員及び任期付短時間勤務職員については、これらの日に加えて月曜日から金曜日までの5日間において休日を設けることができるものとし、育児短時間勤務職員等については、必要に応じ、当該育児短時間勤務等の内容に従い次に掲げる日に加えて月曜日から金曜日までの5日間において休日を設けるものとする。

(1) 日曜日及び土曜日

(2) 国民の祝日に関する法律（昭和23年法律第178号）に規定する休日

(3) 12月29日から翌年の1月3日までの日（前号に掲げる日を除く。）

2 任命権者は、前項の規定にかかわらず、業務の性質その他の事由により同項の規定により難しいときは、休日を別に定めることができる。

3 任命権者は、前項の規定により休日を定める場合には、4週間ごとの期間につき8日の休日（再任用短時間勤務職員及び任期付短時間勤務職員にあっては8日以上、育児短時間勤務職員等にあつては8日以上で当該育児短時間勤務等の内容に従った休日）を設けなければならない。ただし、職務の特殊性又は当該公署の特殊の必要（育児短時間勤務職員等にあつては、当該育児短時間勤務等の内容）により、4週間ごとの期間につき8日（再任用短時間勤務職員、育児短時間勤務職員等及び任期付短時間勤務職員にあっては、8日以上）の休日を設けることが困難である職員について、4週間を超

えない期間につき1週間当たり1日以上割合で休日（育児短時間勤務職員等にあつては、4週間を超えない期間につき1週間当たり1日以上割合で当該育児短時間勤務等の内容に従った休日）を設ける場合には、この限りでない。

- 4 任命権者は、前3項の規定にかかわらず、職員に対し休日に勤務することを命ずる場合には、当該休日を他の日に振り替え、又は第2条第5項の規定により勤務時間が割り振られた日（以下「勤務日」という。）の勤務時間のうち3時間45分若しくは4時間を当該勤務日に割り振ることをやめて当該3時間45分若しくは4時間の勤務時間を当該休日に割り振ることができる。

（時間外勤務）

第5条 任命権者は、業務上臨時の必要がある場合には、職員に対し、所定の勤務時間以外の時間又は休日に勤務することを命ずることができる。

- 2 前項の規定による勤務に関し必要な事項は、任命権者が定める。

（時間外勤務代休時間）

第6条 任命権者は、職員の給与に関する条例（平成27年条例第29号。以下「給与条例」という。）第20条第3項の規定により超過勤務手当を支給すべき職員に対して、組合規則で定めるところにより、当該超過勤務手当の一部の支給に代わる措置の対象となるべき時間（以下「時間外勤務代休時間」という。）として、同項に規定する60時間を超える勤務に係る月の翌月又は翌々月にある日（第4条第1項に規定する休日（同項ただし書の規定により設けられた休日を含む。）、同条第2項の規定により定められた休日及び同条第4項の規定により休日を振り替えられた他の日を除く。）に割り振られた勤務時間の全部又は一部を指定することができる。

- 2 前項の規定により時間外勤務代休時間を指定された職員は、当該時間外勤務代休時間には、特に勤務することを命ぜられる場合を除き、所定の勤務時間においても勤務することを要しない。

（宿日直勤務）

第7条 任命権者は、職員に対し、第5条第1項の規定による勤務のほか、所定の勤務時間以外の時間又は休日において宿直勤務又は日直勤務を命ずることができる。

(休暇の種類)

第8条 職員の休暇は、年次休暇、病気休暇、特別休暇、介護休暇及び介護時間とする。

(年次休暇)

第9条 任命権者は、職員に対し、組合規則の定めるところにより、1の年において、次の各号に掲げる職員の区分に応じ、当該各号に掲げる日数の年次休暇を与えるものとする。

- (1) 次号及び第3号に掲げる職員以外の職員 20日（再任用短時間勤務職員、育児短時間勤務職員等及び任期付短時間勤務職員にあっては、その者の勤務時間等を考慮し20日を超えない範囲内で組合規則で定める日数）
- (2) 次号に掲げる職員以外の職員であって、当該年の中途において新たに職員となるもの その年の在職期間を考慮し20日を超えない範囲内で組合規則で定める日数
- (3) 当該年の前年において、特別職に属する地方公務員、本組合以外の地方公共団体の職員、国家公務員（以下この号において「特別職職員等」という。）であった者であって引き続き当該年に新たに職員となったもの 特別職職員等としての在職期間及びその在職期間中における年次有給休暇の残日数等を考慮し、20日に次項の組合規則で定める日数を加えた日数を超えない範囲内で組合規則で定める日数

2 年次休暇（この項の規定により繰り越されたものを除く。）は、組合規則で定める日数を限度として、当該年の翌年に繰り越すことができる。

(病気休暇)

第10条 任命権者は、職員が負傷又は疾病のため療養する必要がある、その勤務しないことがやむを得ないと認められる場合には、当該職員に対し、病気

休暇を与えることができる。

(特別休暇)

第11条 任命権者は、組合規則の定めるところにより、特別の理由がある場合には、職員に対し特別休暇を与えることができる。

(介護休暇)

第12条 任命権者は、職員が要介護者（配偶者（届出をしないが事実上婚姻関係と同様の事情にある者を含む。以下この項において同じ。））、父母、子、配偶者の父母その他組合規則で定める者で負傷、疾病又は老齢により組合規則で定める期間にわたり日常生活を営むのに支障があるものをいう。以下同じ。）の介護をするため、組合規則の定めるところにより、職員の申出に基づき、要介護者の各々が当該介護を必要とする1の継続する状態ごとに、3回を超えず、かつ、通算して6月を超えない範囲内で指定する期間（以下「指定期間」という。）内において勤務しないことが相当であると認められる場合には、当該職員に対し、介護休暇を与えることができる。

- 2 介護休暇の期間は、指定期間内において必要と認められる期間とする。
- 3 介護休暇については、給与条例第10条の規定にかかわらず、その期間の勤務しない1日又は1時間につき、給与条例第11条に規定する勤務1日又は1時間当たりの給料額を減額する。

(介護時間)

第12条の2 任命権者は、職員が要介護者の介護をするため、要介護者の各々が当該介護を必要とする1の継続する状態ごとに、連続する3年の期間（当該要介護者に係る指定期間と重複する期間を除く。）内において1日の勤務時間の一部につき勤務しないことが相当であると認められる場合には、当該職員に対し、介護時間を与えることができる。

- 2 介護時間の時間は、前項に規定する期間内において1日につき2時間を超えない範囲内で必要と認められる時間とする。
- 3 介護時間については、給与条例第8条の規定にかかわらず、その期間の勤

務しない1時間につき、給与条例第9条第2項に規定する勤務1時間当たりの給料額を減額する。

(休暇の承認)

第13条 年次休暇、病気休暇、特別休暇、介護休暇及び介護時間については、組合規則の定めるところにより、任命権者の承認を受けなければならない。

(組合規則への委任)

第14条 第8条から前条までに定めるもののほか、休暇に関する手続その他の休暇に関し必要な事項は、組合規則で定める。

(臨時的任用職員等の勤務時間等)

第15条 第2条から前条までの規定にかかわらず、臨時的任用職員及び会計年度任用職員(地方公務員法第22条の2第1項に規定する会計年度任用職員をいう。)の勤務時間、休日、休暇等については、別に任命権者が定める。

(施行の細目)

第16条 この条例の施行に関し必要な事項は、任命権者が定める。

附 則

(施行期日)

- 1 この条例は平成27年4月1日に施行する。
- 2 大阪市の職員であったものであって、引き続き職員となったものの取扱いについては次のとおりとする
 - (1) 職員の勤務時間、休日、休暇等に関する条例(平成3年12月大阪市条例第43号)の規定に基づきなされた、勤務時間の変更、時間外勤務、休日の振り替えその他勤務に係る命令、届け出、願出、承認その他の行為は、この条例の規定によりなされたものとみなす。
 - (2) 年次休暇その他日数の定めのある休暇は、大阪市における残日数を与えるものとする。
 - (3) 前項の規定にかかわらず、職員の再任用に関する条例(平成27年条例第14号)附則第2項及び第3項の規定により任用されたものの年次休暇につ

いては、管理者が別に定める。

- (4) 病気休暇、介護休暇及び特別休暇のうち期間の定めのあるものは通算する。

附 則（平成28年4月1日条例第10号）

この条例は、公布の日から施行する。

附 則（平成29年7月28日条例第3号）

（施行期日）

- 1 この条例は、公布の日から施行し、この条例による改正後の職員の勤務時間、休日、休暇等に関する条例（以下「改正後の条例」という。）の規定は、平成29年4月1日から適用する。

（経過措置）

- 2 この条例による改正前の職員の勤務時間、休日、休暇等に関する条例第12条第1項の規定により介護休暇を与えられた職員であって、適用の日（以下「適用日」という。）において当該介護休暇の初日（以下この項において単に「初日」という。）から起算して6月を経過していないものの当該介護休暇に係る改正後の条例第12条第1項に規定する指定期間については、任命権者は、組合規則の定めるところにより、初日から当該職員の申出に基づく適用日以後の日（初日から起算して6月を経過する日までの日に限る。）までの期間を指定するものとする。

附 則（令和元年7月23日条例第6号）

この条例は、公布の日から施行し、この条例による改正後の職員の勤務時間、休日、休暇等に関する条例の規定は、平成31年4月1日から適用する。ただし、第15条の改正規定は、令和2年4月1日から施行する。